

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則 ○福島県高精度測位システム使用料条例施行規則 空
- 訓 令 ○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 空
- 告 示 ○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 空
- 公 告 ○県営土地改良事業計画を変更した件 六
- 落札者を決定した件 充

規 則

福島県高精度測位システム使用料条例施行規則をここに公布する。

令和七年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四号

福島県高精度測位システム使用料条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県高精度測位システム使用料条例（令和六年福島県条例第八十九号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（使用の承認の申請の手續等）

第二条 条例第三条第一項の承認を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を開始する日の十日前までに提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 知事は、条例第三条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、知事が別に定める承認書を交付するものとする。

4 知事は、条例第三条第三項の規定により同条第一項の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 第一項、第三項及び前項の規定は、条例第三条第五項で準用する同条第一項の規定により承認を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

（使用料の免除の手續）

第三条 条例第五条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、前条第一項の申請書の提出の際併せて知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

（使用料の返還の要件及び手續）

第四条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、使用者の責めに帰することのできない事由により福島県高精度測位システムを三十日以上使用できなかつた場合（条例第七条第二号に該当する場合を除く。）とする。

2 使用者は、使用料の返還を求めるときは、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

（承認の取消し等の手續）

第五条 知事は、条例第九条の規定による承認の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は福島県高精度測位システムの使用の停止を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（知事の指示）

第六条 知事は、条例第三条第一項の承認を受けた者に対し、福島県高精度測位システムの管理上必要な指示を行うことができる。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、福島県高精度測位システムの運用に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（農業振興課）

訓 令

福島県訓令第二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項1を次のように改める。

本 庁 機 関
出 先 機 関

- 1 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第5条第1項の規定による免許の申請の受理
 - (2) 第6条第3項の規定による届出の受理
 - (3) 第7条第3項の規定による申請の受理
 - (4) 第7条第4項の規定による返納される免許証の受理
 - (5) 第7条第5項の規定による返納される免許証の受理
 - (6) 第9条の規定による報告の受理
 - (7) 第11条ただし書の規定による許可の申請の受理
 - (8) 第12条第1項の規定による届出の受理
 - (9) 第12条第2項の規定による届出の受理及び立会
 - (10) 第12条の2第1項の規定による届出の受理
 - (11) 第12条の7第1項の規定による届出の受理
 - (12) 第12条の7第3項の規定による届出の受理
 - (13) 第12条の8第3項の規定による届出の受理
 - (14) 第22条の3第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び試験のための収去

(受理) (申請) (届出) (報告)

(許可) (立会) (徴収) (試験)

附 則

この訓令は、令和七年二月一日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十九項の規定により、成田溜池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業変更計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
- 令和七年二月十三日から
同 年三月四日まで（二十日間）
- 縦覧の場所
桑折町役場

(農村計画課)

公 告

公告第39号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年2月12日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び予定数量
自動車 44台（保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トヨタレンタリース福島 福島県福島市鳥谷野字天神20番地1
- 5 落札金額
134,322,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
該当なし
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年12月10日

（総務課）